

江別市キャッシュレス決済導入業務プロポーザル実施要領

令和7年6月2日

江別市会計課

1 プロポーザルの目的

本業務は、江別市(以下、「市」という。)の証明発行窓口での証明書等の交付・閲覧などにかかる手数料の支払いに関して、キャッシュレス決済端末及びセミセルフ型POSレジ等(以下、「キャッシュレス決済端末等」という。)を導入し、決済手段の多様化による市民サービスの向上とレジ業務の自動化による窓口業務の事務効率化を推進することを目的として実施するものである。

2 募集の内容

(1)業務名

江別市キャッシュレス決済導入業務

(2)業務の概要

証明等手数料等の支払いは、現金のみの取り扱いとされてきたが、市民の利便性向上を図るため、バーコード決済やクレジットカードなど、各種証明発行窓口での収納においてキャッシュレス決済を導入するため、キャッシュレス決済端末等の調達、端末等のセットアップ・サポート、端末機器の操作研修の実施とマニュアルの提供、端末機器の運用・保守の実施、及び指定納付受託業務を行う。

(3)業務仕様

別紙「江別市キャッシュレス決済導入業務基本仕様書」(以下、「仕様書」という)のとおり。

(4)契約期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

(5)提案限度価格(消費税及び地方消費税相当額を含む)

3,563,000円(消費税額及び地方消費税額を含む。)を上限とする。

※この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、江別市キャッシュレス決済導入業務に係る公募型プロポーザルの規模を示すためのものであることに留意すること。

※キャッシュレス決済端末等の保守料及びアプリ等利用料は稼働初年度分(令和7年10月1日～令和8年3月31日)を含む。

なお、翌年度以降については「単年度ごとに別契約を予定。

※この金額は仕様書における決済手数料は含まない。

(6) 契約形態

最優秀提案者との協議による。

※契約については、協議により機器導入経費、保守、アプリ利用料など経費等を分割して行うことがある。

3 プロポーザルに係る事項

(1) 参加資格

プロポーザルに参加できる者は、以下の条件を満たすものとする。

- ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- イ 役員に、次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当する者がいないこと。
 - (ア) 破産者で復権を得ない者
 - (イ) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- ウ 次の(ア)から(ウ)までのいずれかに該当する者でないこと。
 - (ア) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(同法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、江別市が別に定める手続に基づく入札参加資格の受付がなされている者を除く。)
 - (イ) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立て(同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。以下同じ。)がなされている者(同法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、江別市が別に定める手続に基づく入札参加資格の受付がなされている者を除く。)
 - (ウ) 破産法(平成16年法律第75号)に基づき破産手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者(同法附則第3条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。)
- エ 江別市から「江別市競争入札参加資格関係事務取扱要綱」に基づく指名停止措置を、プロポーザル参加申込日からプレゼンテーションの日までの期間内に受けていないこと。
- オ 江別市から「江別市暴力団排除条例」に基づく入札参加資格停止措置を、プロポーザル参加申込日からプレゼンテーションの日までの期間内に受けていないこと。

カ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。

キ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人及び団体でないこと。

ク 国税及び地方税を滞納していないこと。

ケ 令和4年度以降に、仕様書記載の構成と同種のキャッシュレス端末等を地方公共団体に導入した実績があること。

(2) 企画提案書の作成

ア 仕様書に基づき、事業の企画提案を作成すること。

イ 企画提案書の様式等は、原則として日本産業規格A4縦型(一部A3版資料折込使用可)とする。

ウ 企画提案を求める項目

実施体制及び導入実績、機器の構成(キャッシュレス端末等含む)、POSデータ管理及び帳票管理、サポート体制、納品スケジュール、利用可能なキャッシュレス決済の種類、決済手数料、入金方法、イニシャルコスト(機器の導入費用や研修費等)、ランニングコスト(保守管理費やアプリ利用料等)、その他の提案等について記載すること。

(3) プロポーザルの手続等

ア スケジュール

項目	日程
①実施要領等の公表・配布	令和7年6月2日(月)
②実施要領等に関する質問受付期限	令和7年6月9日(月)
③質問への回答期限	令和7年6月13日(金)
④プロポーザル参加申込受付期限	令和7年6月17日(火)
⑤企画提案書受付期限	令和7年6月24日(火)
⑥プレゼンテーション	令和7年7月1日(火)(予定)
⑦審査結果の通知・公表	令和7年7月上旬

イ 実施要領等の公表・配布開始日

令和7年6月2日(月)

※応募書類等は、必要に応じてホームページからダウンロードすること。

ウ 実施要領等に係る質問書の受付及び回答の公表

(ア) 質問書受付期限

令和7年6月9日(月)午後5時15分(必着)

(イ) 質問書提出方法

プロポーザルに参加するにあたって質問事項がある場合は、江別市会計課あてに電子メールの件名を下記のとおりとし、質問書(様式第1号)を

添付し提出すること。

メールアドレス:kaikai@city.ebetsu.lg.jp

件名 :【質問書】江別市キャッシュレス決済プロポーザルについて

(ウ)回答

質問に対する回答は、競争上の地位その他の正当な利益を害するおそれがあるものを除き、ホームページ上にて公開する。(令和7年6月13日(金)までに、随時回答し、公開する。)

エ プロポーザル参加申込書の受付

(ア)受付期限

令和7年6月17日(火)

(イ)提出方法

参加希望者は、プロポーザル参加申込書(様式第2号)を江別市会計課あてに郵送又は持参することし、郵送の場合は、「簡易書留」とすること。

受付期限当日の午後5時15分までに到着したものを有効とする。

オ 企画提案書の作成・受付

(ア)受付期限

令和7年6月24日(火)

(イ)提出書類

- a 企画提案書(任意様式)
- b 見積書(任意様式)(物品購入費・保守料・アプリ利用料・決済手数料等)
- c その他、企画提案内容の説明に必要な資料(製品カタログ等)

(ウ)提出部数

6部(原本1部、副本5部)

※カラー刷りの場合、副本もカラーで提出すること。

(エ)提出方法

江別市会計課まで郵送又は持参すること。

また、郵送の場合には、必ず「簡易書留」とすること。

受付期限当日の午後5時15分までに到着したものを有効とする。

カ プロポーザル参加に際しての注意事項

(ア)失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は失格又は無効とする。

- a 本実施要領に定める参加資格の要件等を満たさなくなった場合
- b 本実施要領に定める事項に適合しない行為があった場合
- c 提出書類の受付期間中に所定の書類が提出されなかった場合
- d 提出書類に虚偽の記載があった場合
- e 企画提案書等の内容が仕様書等で定める業務等を満たさない場合

f 審査の公平性を害する行為があった場合

g その他、著しく信義に反する行為等、失格にすべき行為があった場合

(イ)著作権・特許権等

提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて提案者が負うものとする。

(ウ)複数提案の禁止

提案者は、複数の提案書の提出はできない。

(エ)提出書類の変更の禁止

提出期限後の提出書類の変更、差し替え又は再提出は認めない。

(オ)返却等

提出書類は、理由の如何を問わず返却しない。

(カ)費用負担

企画提案書の作成、提出等プロポーザル参加に要する経費等は、すべて提案者の負担とする。

(キ)その他

a プロポーザル参加申込書を提出した場合であっても、期日までに企画提案書等の提出がなされない場合は、辞退したものとする。

b プロポーザル提案者は、企画提案書の提出をもって、実施要領等の記載内容に同意したものとする。

c 提出書類は、江別市情報公開条例(平成14年3月29日条例第7号)に基づく情報公開請求の対象となる。

d プロポーザルの参加申込後に辞退をする場合は、プレゼンテーション開催日前日の正午までに電話にて連絡の上、プロポーザル参加辞退届(様式第3号)を江別市会計課に郵送又は持参すること。

キ 見積書作成に当たっての注意事項

提案金額は、仕様書に記載のキャッシュレス決済端末等の導入に要する費用(研修等を含む)、保守等に関する費用、レジアプリ利用料の見込額及びキャッシュレス決済手数料(率)、その他の必要事項に関する費用とする。

4 評価に係る事項

(1)評価方法

評価は、企画提案書及びプロポーザル提案者によるプレゼンテーション内容を、別紙「江別市キャッシュレス決済導入業務プロポーザル評価基準」に基づき評価・採点し審査のうえ、最優秀提案者を選定する。

(2) プレゼンテーション

ア 開催日

令和7年7月1日(火)(予定)

イ プレゼンテーション等の時間

(ア)説明 20分程度

(イ)質疑応答 10分程度

ウ 注意事項

(ア)開催日時、開催場所、各提案者の開始時間は企画提案書受付期限後に通知する。(開催場所は江別市役所もしくは別館を予定)

(イ)プレゼンテーション参加人数は、1提案者あたり3名までとする。

(ウ)1提案者当たりの説明開始から40分を経過した時点で質疑応答が継続している場合は、その時点で質疑応答を終了することができる。

なお、提案者が多数の場合は、説明および質問の時間を調整する場合がある。

(詳細は日時等を個別に連絡する際に通知する。)

(エ)説明は提出した提案書により行うこととし、追加の資料配布は認めない。ただし、提案書に記載されている内容を分かりやすく説明するため、キャッシュレス端末等を操作する様子を記録した動画を再生することは認める。

(オ)指定時間に遅れた場合は、プレゼンテーションへの参加を認めない。

(3) 提案者が1者又はない場合の取扱い

提案者が1者のみの場合であっても評価は実施し、最低基準点(審査員の評価点上限の合計点の6割に当たる点数をいう。以下同じ。)を満たすときは、当該提案者を最優秀提案者として選定する。

また、最低基準点に満たない場合、又は提案者がない場合には、再度募集を実施する。

(4) 選定結果の通知及び公表

選定結果は選定後、速やかに提案者に通知する。

5 契約の締結

選定した最優秀提案者と江別市会計課が協議し、仕様を確定させた上で、契約を締結する。

仕様書の内容は、提案の内容を基本とするが、最優秀提案者との協議によって、最終決定とする。なお、契約が不調に終わった場合は、順位点が次点の者と交渉する。

6 業務の適正な実施に関する事項

(1)関係法令の遵守

受託者は、事業の実施にあたっては、関係法令を遵守すること。

(2)業務の一括再委託の禁止

受託者は、業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。

(3)個人情報保護

受託者が、業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、江別市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年12月13日条例第20号)、江別市個人情報の保護に関する法律施行細則(令和5年3月31日規則第7号)に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めること。

(4)守秘義務

受託者は、業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、業務終了後も同様とする。

(5)「江別市暴力団排除条例」に基づく通報義務

ア 妨害又は不当要求に対する通報義務

受託者は、契約の履行に当たって、暴力団関係者等から事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げるなどの妨害を受けたときは、警察へ通報しなければならない。

なお、通報がない場合は入札参加資格を停止することがある。

イ 履行期間の延長

受託者は、暴力団等による不当介入を受けたことにより、履行期間内に業務を完了することができないときは、江別市会計課に履行期間の延長変更を請求することができる。

7 その他

最優秀提案者が、プレゼンテーションの日から本契約締結の日までの期間内に、江別市から「競争入札参加資格関係事務取扱要綱」及び「江別市暴力団排除条例」に基づく入札参加資格停止措置を受けた時は、当該最優秀提案者と契約を締結しないものとする。

また、契約後に同要綱等に基づく入札参加停止措置を受けた場合は、原則として契約を解除する。

8 問い合わせ先及び各種書類の提出先

江別市会計課

担当:丸山・橋本

住所:〒067-8674 北海道江別市高砂町6番地

TEL:011-381-1055(直通)

メール:kaikei@city.ebetsu.lg.jp